

居宅介護支援重要事項説明書

1：事業所の居宅介護支援の特徴等

事業の目的

医療法人 西福岡病院が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行なう居宅介護支援事業の適正な運営を維持し、居宅サービス計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等が確保されるように、連絡調整その他の便宜の供与を行い、又要介護者が介護保険施設等への入所を希望するにあたっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行なう。

（1）運営方針

事業所は指定居宅支援の提供に際し、利用者等に対しては懇切丁寧な説明・指導を旨として、各関係市町村並びに関係機関とも密接な連携を保ち、適切なサービスを実施するように努めなければならない。サービス事業所の選定・推薦に際して利用者のニーズを踏まえつつ公平中立に行なわなければならない。事業所は自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2：事業所の概要

（1）支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所	医療法人 西福岡病院 ケアプランサービス
所在	福岡市西区生の松原3丁目18番8号
事業所番号	4071200200
サービス提供地域	福岡市西区、早良区、城南区、中央区

* 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

（2）居宅介護支援の担当者

電話番号	092-881-1561
管理者	田邊真由美
担当者	

（3）事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	主任介護支援専門員・看護師	1		1名
主任介護支援専門員	介護福祉士	1		1名
介護支援専門員	介護福祉士	2		2名

管理者：居宅介護支援の統括責任者として、人事・財務・物品管理又、関係市町村や地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り適切な居宅介護支援の運営を行う。

主任介護支援専門員及び介護支援専門員：居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を行う。

（４）サービス提供時間

営業日	営業時間
平日	8：30～17：00
土曜日	8：30～12：30

営業しない日：日曜・祝日・12月30日～1月3日

3：サービスの内容

- （１）居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- （２）要介護認定の申請代行
- （３）給付管理表の作成
- （４）サービス提供事業者との連絡調整
- （５）介護・福祉に関する相談

4：医療との連携

- （１）医療系サービスを利用される場合は主治医の意見を求め、主治医にも居宅サービス計画書（ケアプラン）を交付します。
- （２）入院時には担当ケアマネジャーの氏名等を入院医療機関にお伝えください。

5：ご利用料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

《介護報酬の告知上の額》

要介護 1・2	11,620 円 / 月	要介護 3・4・5	15,097 円 / 月
初回加算	3,210 円 / 月	特定事業所加算Ⅱ	4,504 円 / 月
退院退所加算	4,815 円 / 1回		6,420 円 / 2回
	(カンファレンス参加の場合 6,420 / 1回		8,025 円 / 2回)
入院時情報連携加算	(1) 2,675 円 / 月	(2)	2,140 円 / 月
通院時連携加算	535 円 / 月		

6：交通費

事業実地地域外のサービスを提供する場合において、介護支援専門員がお宅訪問する為の交通費が必要となる場合があります。

距離	金額
往復5kmまで	200円
往復10kmまで	250円
以後2kmますごと	50円加算

7：市町村への届出

居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を各区役所に届出ます。被保険者証に事業所名を記載する必要があります。

8：事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村・利用者の家族・利用者に関係する居宅支援事業者に対して連絡を行なう等の必要な措置を講じます。又、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

9：苦情処理の体制

事業者は、利用者からの相談、苦情処理等に対応する窓口を設置し、居宅支援事業に関する利用者の要望・苦情等に対し迅速かつ適切に対応します。

事業所の 相談窓口	医療法人 西福岡病院 ケアプランサービス 担当 田邊真由美 TEL092-881-1561
東区	保健福祉センター福祉・介護保険課 (092) 645-1071 (直通)
博多区	保健福祉センター福祉・介護保険課 (092) 419-1078 (直通)
中央区	保健福祉センター福祉・介護保険課 (092) 718-1145 (直通)
南区	保健福祉センター福祉・介護保険課 (092) 559-5127 (直通)
城南区	保健福祉センター福祉・介護保険課 (092) 833-4170 (直通)
早良区	保健福祉センター福祉・介護保険課 (092) 833-4352 (直通)
西区	保健福祉センター福祉・介護保険課 (092) 895-7063 (直通)
糸島市の 相談窓口	介護保険課 TEL (092) 323-1111
国保連窓口	福岡県国民健康保険団体連合 介護保険課 TEL (092) -642-7859 (直通)

10：虐待防止

事業所は、利用者の権利擁護、虐待の発生またはその発生を防止するために担当者を配置し、定期的な委員会や研修の開催、従業者への周知を図ります。

11：身体拘束禁止

利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないこととし、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付けます。

12：感染予防

感染症の予防及び蔓延防止のために委員会を定期的に開催し、従業者へ周知を図ります。また指針を整備します。

13：業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために業務継続計画を策定した上で従業者に周知するとともに定期的な研修、見直しを行います。

14：記録の保管

事業所は、居宅介護支援に関する記録を作成完了5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に応じます。その際別途資料記入が必要となります。

15：緊急時連絡体制

営業時間以外でも電話等により24時間連絡体制をとっております。
下記の連絡先にご連絡いただければ、折り返し担当者よりご連絡いたします。

連絡先	医療法人 西福岡病院
電話番号	092-881-1331

個人情報提供同意書

私（利用者及び利用者の家族）の個人情報については、次の記載するところにより事業者が必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1. 使用する目的

利用者のため居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合に使用します。

2. 使用する範囲

居宅介護支援サービス

3. 使用する期間

居宅サービス契約書（契約期間）による契約期間と同じ扱いとなります。

4. 条件

- （1）個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外のものに開示されないよう細心の注意を払うこと。
- （2）個人情報を使用した会議、関係者、内容等の経過を記載しておくこと。

5. 個人情報の利用目的

- （1）契約者へのサービス提供、介護保険請求事務、各事業所の管理運営事務、並びにその他介護保険のサービス提供に係る一切の業務のため。
- （2）その他、上記に付帯関連する業務のため。

尚、上記利用目的の範囲に含まれる具体的な業務の例は次の通りです。

- ・ 契約者に介護サービスを提供するにあたり医師・医療関係等に意見・助言を求め、当事業者以外の介護事業者等と連携（サービス担当者会議等）をとりこれらからの照会に回答するため。
- ・ 各関係機関等への事故報告等のため。
- ・ 審査支払機関へレセプトを提出するため。
- ・ 審査支払機関や保険者からの照会に回答するため。
- ・ 賠償責任保険などに係る保険会社等への相談または届出等をするため。
- ・ 当事業者等を利用して行なわれる教育実習に協力するため。
- ・ 行政機関による指導・監査等に協力するため。
- ・ 第三者機関による当事業者の介護サービス評価・調査等に協力するため。